

小規模企業サポート融資

設備資金や長期運転資金に幅広くご利用いただける融資です。

- **融資対象** 小規模企業者
(従業員数が20人以下、商業・サービス業については5人以下)
- **資金使途** 運転資金 及び 設備資金 (ただし、土地取得資金は対象外)
- **限度額** 1, 250万円 (運転資金と設備資金をあわせて)
※小口零細企業保証制度による保証を要件とし、借入申込金額と保証協会の保証債務残高を合算して、1,250万円以下
- **融資利率** 2. 1% (保証付き (全部保証))
※経済動向等により変動する場合があります
- **担保・保証人** 無担保・無保証人 (法人の場合は代表者1名の保証人が必要)
- **償還期間** 設備資金 7年以内 (1年以内の据置を含む。)
運転資金 5年以内 (1年以内の据置を含む。)
- **申込書類** 借入申込書の他に、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書等の書類が必要となります。

◇ 融資のお申し込みは、取扱金融機関の山梨県内の店舗までお願いします。◇

これ以外にも利用目的に応じた融資を用意していますので、県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。▼

- **場 所** 県庁本館2階 商業振興金融課
- **相談時間** 9:00~16:00 土日祝日を除く毎日
- **電話番号** 055-223-1554 (直)

問い合わせ先：
山梨県 商業振興金融課 金融担当
TEL 055-223-1538 (直)